

指定訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

2024年7月1日現在

訪問看護の提供開始にあたり、_____様(以下、「利用者様」とします)に、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 概要

(1) 事業所概要

事業所名称	公立野辺地病院訪問看護ステーション
所在地	青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12
代表者	管理者 檜館 恵美子
電話番号	0175(65)1085
FAX番号	0175(65)1086
事業所番号	訪問看護指定事業者番号 (0262590060)
サービス提供地域	野辺地町 横浜町：雲雀平・泊川・豊栄平・吹越区域 六ヶ所村：芋が崎・笹崎区域

※サービス提供地域は当ステーションから走行距離20km未満です。サービス提供地域外にお住まいの方でもご希望の方は、ご相談いただければ訪問致します。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名	1名	業務の一元的管理 訪問看護業務
看護職員	看護師	2名以上	2名以上	訪問看護業務

(3) サービスの提供時間

平日	午前8時15分～午後5時
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※大型連休・年末年始は適宜調整いたします。

(4) 24時間対応体制

利用者の同意がある場合には、通常的时间帯以外は、携帯電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整えています。また、必要に応じて緊急訪問看護を行うことができます。

2. 事業の目的

- (1) ステーションが行う訪問看護事業は、居宅で介護・看護ケアが必要になった方（以下「利用者」という。）に対し、訪問看護師を派遣し、利用者様の心身機能の維持及び回復を図ることとともに、その家族の心身負担の軽減を図り家庭での療養生活が維持できるよう支援することを目的とします。
- (2) 利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者様の自立を支援し、生活の質を向上させるようなサービスの提供を行います。
- (3) 利用者様の意欲を高め、利用者様の自立の可能性を引き出す支援を行います。

3. 運営の方針

- (1) 看護職員は、主治医をはじめ、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携の下に訪問看護計画に基づき、利用者様の心身の機能の維持、回復に努めます。
- (2) 看護職員は、利用者様の意思及び人格を尊重し、介護及び指導を行うとともに常に利用者様の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努めます。
- (3) 看護職員は、医学の進歩に対し適切な看護の技術の向上に努めるとともに常にその質の評価を行い、改善を図ります。
- (4) 看護職員は、訪問看護計画書に個々のサービスの目標、内容、実施期間を定め、実施状況のモニタリングを行います。

4. サービスの内容

- (1) 創傷処置
- (2) ドレーン管理
- (3) 気管切開・人工呼吸器・在宅酸素療法の管理
- (4) 膀胱留置カテーテル管理
- (5) 腎瘻・膀胱瘻
- (6) ポート・静脈栄養管理
- (7) 化学療法・緩和ケアにおける在宅での状態観察
- (8) 経腸栄養管理（胃瘻含む）
- (9) 排泄ケア
- (10) ストーマケア

5. 利用料金

(1) 利用料：別紙をご参照ください。

- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に定める割合の負担額になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。
- ・医療保険からの指定訪問看護を利用する場合は、健康保険法に定める割合の負担額となります。

(2) 料金の支払方法

毎月15日までに先月分の請求書を配布いたします。

公立野辺地病院会計窓口でのお支払いとなります。

口座振替をご希望の場合はお申し出ください。

(3) その他

- ①利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。
- ②自費で対応するケア：別紙をご参照ください。
 - ・1時間30分を超える訪問看護
 - ・同行受診など
 - ・血糖チェック（当ステーションの備品を使用する場合）
 - ・休祭日（休業日）に訪問した場合
 - ・キャンセル料
 - ・ご遺体のお世話
- ③交通費について
 - ・介護保険の方は、対象となる地域もございます。その場合は改めてご説明致します。
 - ・医療保険の方は、交通費をいただきます。別紙をご参照ください。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がご相談をお受けします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了日前に文書で通知します。

③自動終了、または一時中止

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了または一時中止と致します。

- ・利用者様が介護保険施設に入所、又は医療機関に2ヶ月以上入院した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談下さい。
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを延滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービス内容に関する苦情

①当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 訪問看護ステーション 管理者 檜館 恵美子

電話 0175-65-1085 FAX 0175-65-1086

受付日 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日・12月29日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時15分～午後5時

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに対処致します。

緊急連絡先は、契約時に別用紙でご確認致します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 秘密の保持について

当事業所の看護職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様またはご家族の秘密を第三者には漏らしません。

利用者様やご家族の個人情報を用いる場合には、同意を得てから行います。

11. 社会情勢及び天災について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が難しい場合は日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

12. 虐待防止について

虐待の防止マニュアルを遵守し、虐待の発生や再発防止に努めます。

サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

13. 身体的拘束等の原則禁止について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録します。

14. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合でも、必要な訪問看護を継続または非常時の体制で早期に再開できる体制を計画し訓練しています。

15. その他

(1) 予定日の訪問看護のキャンセルや変更について

- ・訪問看護予定日のキャンセルは、前日 17 時までに連絡をお願いします。
- ・病状の急変や入院など正当な理由がない場合は、キャンセル料が発生します。
(キャンセル料金は、別紙をご参照ください。)

(2) 診療報酬等の改訂や消費税等の変更等（社会の動き）があった場合は、随時変更箇所を差し替えとします。

(3) 訪問看護の実習について

当ステーションは、学生や看護職員や医療職員関係等の実習場所となっています。実習生が同行する場合は事前にお知らせを致します。
不都合な場合はお知らせください。

(4) 不明な点がありましたら、看護職員等にご相談ください。